

納 期 5月末日

自動車税の月割制度は、軽自動車税にはありません。4月1日現在の所有者に年税額が課税されます。

固定資産税

1月1日現在の固定資産（土地・家屋・償却資産）の所有者にその資産の価格をもとに課税されます。納税通知書により年税額を年4回に分けて納付していただきます。

第1期 4月末日

第2期 7月末日

第3期 12月25日

第4期 2月末日

固定資産のうち償却資産（土地家屋以外の事業の用に供すことのできる資産）については、毎年1月末日までに申告が必要となります。

証明書の申請

納税証明書、課税（非課税）証明書、所得証明書

資金の借受け・扶養申請等で金融機関や勤務先に提出する場合や、年金の受給・児童手当の申請等で区市町村に提出する場合に必要な納税・課税（非課税）等証明書を発行します。

申請場所 財政課税務係または母島支所庶務係

必要なもの 印鑑（代理人が申請するときには委任状が必要です。）

手数料 1通300円（車検用の軽自動車税納税証明書は無料）

評価証明書（固定資産課税台帳登録証明書）

不動産登記で法務局に提出する場合等に必要な評価証明書を発行します。

申請場所 財政課税務係または母島支所庶務係

必要なもの 印鑑（代理人が申請するときには委任状が必要です。）

手数料 1筆（棟）につき300円

土地・家屋の所有者のほかに、以下に該当する方も評価証明書の請求が可能となります。

- ・その土地または家屋の賃借権、その他使用または収益を目的とする権利を有する者（ただし、その対価が支払われているものに限る。）
- ・その土地または家屋の処分等をする権利を有する者（商法・破産法・会社更生法・預金保護法等に規定された管理人・管財人等に選任された者）など

直接窓口へ行くことができない場合（17ページをご覧ください。）

代理人による申請や書類等を郵送し、請求することができます。

代理人が申請するときは必ず委任状が必要となります。

臨時運行許可

車検の切れている自動車（排気量250ccを超える自動二輪車を含む）を車検場に持っていくなど、公道を臨時に走らせるために必要な許可書を受けるための制度です。

2輪の軽自動車（排気量250cc以下のオートバイ）は、臨時運行許可の対象になりません。

申請場所 財政課税務係または母島支所庶務係

必要なもの 印鑑、車検証、自賠償保険証

手数料 1車両につき750円

村 税 の 納 付

税金の納付は次の方法で納期限までに納めてください。

納付書による納付

納付書により、村役場出納窓口、母島支所窓口、みずほ銀行、七島信用組合で納付してください。

郵便局からの納付には、専用の払込取扱票が必要です。郵便局からの納付を希望される場合は税務係までご連絡ください。

口座引き落としによる納付

利用できる金融機関

J A東京島しょ、郵便局、七島信用組合

引き落とし日等

J A東京島しょ、郵便局、七島信用組合の預貯金口座から各納期ごとに自動的に引き落としされます。

口座引き落としをする2か月前までの申し込みが必要です。

口座引き落としができる村税

村・都民税(個人)、軽自動車税、固定資産税

申し込み場所

J A東京島しょ、郵便局、七島信用組合の金融窓口

口座引き落としの開始・停止には、納期限の2か月前までに申し込みが必要です。

残高不足などにより引落ができなかった場合は、納付書による窓口納付となります。残高不足にご注意ください。

村税の猶予および減免制度

災害を受けたとき等税金を納めることが困難と認められるとき、申請により1年以内の期間に限り納税の猶予ができます。また生活保護法の規定による保護を受けている方等の減免の制度があります。

村税の申告と納期限

月 別	納 期	申 告
4月	固定資産税 第1期	
5月	軽自動車税	
6月	村・都民税(個人)第1期	
7月	固定資産税 第2期	
8月	村・都民税(個人)第2期	
9月		
10月	村・都民税(個人)第3期	
11月		
12月	固定資産税 第3期	
1月	村・都民税(個人)第4期	償却資産の申告
2月	固定資産税 第4期	住民税の申告
3月		(所得税の確定申告)

直接窓口へ行くことができない場合

代理人による申請

代理人による申請ができます。ただし、代理人が申請するときには次のような委任状が必要となります。

郵送請求

証明書等を郵送により請求することができます。次の書類等を財政課税務係まで送付してください。

申請書

納税証明書、課税（非課税）証明書、所得証明書の申請の場合

住所、氏名（必ず押印）、電話番号、必要な証明書の種類、必要な通数、必要な年度を明記してください。

書式は自由です。

評価証明書の申請

住所、氏名（必ず押印）、電話番号、土地または家屋物件の所在地、必要な通数、必要な年度を明記してください。

書式は自由です。

切手の貼ってある返信用封筒

手数料分の定額小為替（郵便局で購入してください）

手数料一覧

証明書	手数料
課税証明書	300円/通
非課税証明書	300円/通
納税証明書	300円/通
所得証明書	300円/通
評価証明書	300円/筆（棟）

納税者本人以外の申請はできません。代理人による申請の場合は委任状が必要です。

送付先

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町 小笠原村役場財政課税務係 TEL 2-3112

委任状
私は_____を代理人と定め 次の権限を委任します
例) 平成_____年度課税証明書の申請
上記委任のこと相違ありません 平成_____年_____月_____日
住所 <u>東京都小笠原村 島</u>
氏名 _____ 印

相談や問い合わせ

村税

村・都民税、固定資産税、軽自動車税

財政課税務係 TEL 2-3112

都税

不動産取得税、個人事業税等

東京都小笠原支庁総務課行政係 TEL 2-2121

自動車税

自動車税総合事務所（豊島区西池袋1-17-1）

TEL 0570-064-171

主税局総務部都税相談コーナー（新宿区西新宿2-8-1）

TEL 03-5388-2925

東京都主税局のホームページ

<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>

国税

所得税、相続税、贈与税、消費税等

芝税務署（港区芝5-8-1）

TEL 03-3455-0551

国税庁のホームページ

<http://www.nta.go.jp/>

所得税確定申告は、村役場窓口でも受け付けています。

不動産登記（土地・家屋） 商業法人登記

東京法務局（千代田区大手町1-3-3 大手町合同庁舎第3号館）

TEL 03-5213-1234